

【別紙様式】

長崎市は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。

事業名	指定管理事業を実施する者に対する支援金の交付		
総事業費 (千円)	193,145千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	193,145千円
事業概要	<p>①目的 新型コロナウイルス感染症の影響で採算が悪化している指定管理事業について、その継続を図り、指定管理事業の縮小・廃止等による長崎市民の生活への悪影響を回避する。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 指定管理事業者への支援のうち、支援額が1,000万円以上の事業者 (ア) コロナ対応に必要な経費の増額分等 - (イ) 利用料収入で算定</p> <p>1) チトセピアホール 支援金：11,120千円 (内訳) (ア) 14,536千円 - (イ) 3,416千円 = 11,120千円</p> <p>2) 長崎原爆資料館 支援金：16,441千円 (内訳) (ア) 76,838千円 - (イ) 60,397千円 = 16,441千円</p> <p>3) 長崎ペンギン水族館 支援金：31,274千円 (内訳) (ア) 51,190千円 - (イ) 19,916千円 = 31,274千円</p> <p>4) 出島 支援金：26,423千円 (内訳) (ア) 113,344千円 - (イ) 86,921千円 = 26,423千円</p> <p>5) 市民総合プール 支援金：12,372千円 (内訳) (ア) 12,372千円 - (イ) 0千円 = 12,372千円</p> <p>※ (ア) コロナ対応に必要な経費の増額分等については、コロナ禍前のH28～H30の平均額等を基にコロナの影響部分(増額分)を算出</p>		

③交付対象

1) 交付対象者

指定管理事業を実施する者のうち支援額が1,000万円以上の者：5者

- ・チトセピアホール指定管理事業者
- ・長崎原爆資料館指定管理事業者
- ・長崎ペンギン水族館指定管理事業者
- ・出島指定管理事業者
- ・市民総合プール指定管理事業者

2) 交付対象者の選定理由・選定方法

指定管理事業において、新型コロナウイルス感染症の影響で公の施設の管理・運営上の必要経費が増額しているが、感染症対策を含むコロナ対応を行いながら公の施設において市民サービスの提供を継続して行うことは必要であり、指定管理事業の縮小、廃止等を行った場合、長崎市民の生活に悪影響を及ぼすこととなる。

そのため、指定管理事業者に対して支援金を交付し、コロナ禍においても継続して公の施設の管理・運営を実施するものである。

なお、交付対象者（指定管理事業者）は、公募により決定している。

④期待される効果

新型コロナウイルス感染症の影響下においても指定管理事業の継続が図られることにより、公の施設の管理・運営において、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応することができ、市民サービスの向上と経費の節減を図ることができる。

新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係

指定管理事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う必要経費の増加等により、コロナ禍前の体制では事業の継続が困難な状況に陥っている。

そのため、指定管理事業者を交付対象者として支援を実施し、指定管理事業の継続を支援する本事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。

【別紙様式】

長崎市は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。

<p>事業名</p>	<p>長崎県歴史文化博物館支援事業</p>		
<p>総事業費 (千円)</p>	<p>12,577千円</p>	<p>交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)</p>	<p>12,577千円</p>
<p>事業概要</p>	<p>①目的 新型コロナウイルス感染症に伴う物価高騰等の影響下においても、長崎県歴史文化博物館の安定的な運営や公共サービスの維持を図るため、共同設置者である長崎県と長崎市において上記施設の指定管理者に対して支援を行う（長崎市においては長崎県に負担金を支出する）もの。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 長崎市における支援金：12,577千円 ※不足見込み額25,153千円×1/2（県1：市1）</p> <p>■不足見込み額の内訳 （電気料年間見込み額+ガス代年間見込み額）－当初電気料・ガス代見込み額 （46,766,672円+40,110,551円）－61,725,000円≒25,153千円</p> <p>③交付対象 1）交付対象者 長崎県歴史文化博物館指定管理事業者：1者 2）交付対象者の選定理由・選定方法 新型コロナウイルス感染症拡大等に伴う電気及びガス料金高騰の影響を受けている長崎県歴史文化博物館において、海外交流史を中心とした長崎の歴史と文化を一覧でき、また長崎学研究の拠点となる当該施設の代わりになる施設は存在せず、当該施設の規模縮小や廃止をした際の市民生活への悪影響を勘案し、安定的な管理・運営や公共サービスの維持・継続に向けて、当該施設の指定管理者に対して支援金を交付するものである。 なお、交付対象者（指定管理者）は公募により決定している。</p> <p>④期待される効果 新型コロナウイルス感染症の影響下においても当該指定管理事業の安定的な運営が図られることにより、公共サービスの維持・継続に伴う市民生活の安定が確保される。</p>		

<p>新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係</p>	<p>当該指定管理事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴う光熱費の高騰等により、コロナ禍前の体制では事業の継続が困難な状況に陥っている。</p> <p>そのため、当該指定管理事業者を交付対象者として支援を実施し、指定管理事業の継続を支援する本事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>
-----------------------------------	--